

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、スーパーマーケットを展開する会社A（以下「会社」という。）にパートタイム労働者として採用され、B店（以下「事業場」という。）の水産部門にて加工・品出し業務等に従事していた。

請求人によれば、下痢、食欲不振、不眠、嘔吐の症状が出現したため、平成〇年〇月〇日、C医院に受診し、「過敏性大腸炎」と診断された。その後、平成〇年〇月〇日、D診療所に受診し、「身体表現性障害」と診断され、平成〇年〇月〇日まで治療を継続していた。同年〇月〇日には、E診療所に受診し、「外傷後ストレス障害」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは、事業場におけるセクシュアルハラスメント（以下「セクハラ」という。）や嫌がらせを受けたことなどが原因であるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）の意見書によると、請求人は平成〇年〇月頃に I C D - 1 0 診断ガイドラインの「F 4 5 身体表現性障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したとされているところであり、当審査会としても請求人の症状経過及び医証等に照らし、専門部会の発病日、疾病名に関する意見は妥当なものであると判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 本件疾病の発病前おおむね6か月間において、業務による心理的負荷となった出来事を認定基準の別表1「業務による心理的負荷評価表」により検討すると、「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

(4) 次に「特別な出来事以外」の業務による具体的出来事の有無等について検討する。請求人が本件疾病の発病の原因であると主張する出来事を整理すると、要旨、次のとおりである。

- ① 平成〇年〇月頃、「私はあばずれです。」と書かれた張り紙が貼られ、上司のFから「お前が辞めたらいいんや。」などと言われ、退職を強要された

ことを始めトラブルがあったこと

② 平成〇年〇月に上司であるG店長がH店長に替わったこと

③ H店長から暴力を受けたことがあること

④ 上司のFらから、平成〇年〇月頃からセクハラやいじめを受けていたこと

(5) 上記請求人が主張する出来事のうち、①、③、④については、本件の事業場関係者の申述や本件の関係資料等をすべて精査しても、その事実を客観的に確認することはできず、業務上の出来事とは認められない。なお、請求人が主張する平成〇年〇月頃とする請求人の自宅アパートにおける暴行事件等については、発病前6月以前の出来事であり、仮に事実としても事業場外の出来事であり、業務上の出来事とは認められない。

(6) 上記②のG店長の異動については、請求人の申述を合わせれば、認定基準別表1の「理解してくれていた人の異動があった」、「上司が替わった」に該当し、平均的な心理的負荷は「I」である。特に心理的負荷を強める事情も認められないため、この出来事の総合評価は「弱」と判断する。

(7) 本件疾病の発病前おおむね6か月間において、業務以外の心理的負荷は本件の資料からは確認できず、個体側要因についても明らかではない。

(8) 上記検討のとおり、請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間の業務による心理的負荷の全体評価は「弱」であって「強」には至らないことから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。